フィデューシャリー・デューティーに関連した 取組みに関する実態把握調査結果の概要

平成 27 年 9 月の金融庁「金融行政方針」において、「民間の自主的な取組みを支援することで、フィデューシャリー・デューティーの徹底を図る。」ことが謳われた。

これを踏まえ、協会会員各社における投資信託のガバナンス強化に向けた取組みについて、 各社が公表している範囲での実態把握調査を、<u>平成28年2月26日時点で実施した。</u>

調査は投信委託会社会員93社を対象に行い、全社から回答を得た。

【質問1】

系列販売会社との間の適切な経営の独立性確保、顧客の利益に適う商品の組成・運用等 における取組み状況についてご回答ください。 (重複含む)

イ.	社外取締役(または社外取締役を含む会議体)による検証・・・・・・・5社
口.	第三者委員会による検証・・・・・・・・・・・・・・・4社
ハ.	その他(具体的にお答えください)・・・・・・・・・・ 52 社
•	顧客利益に沿ったガバナンス体制、コンプライアンス体制に係る社内規定の整備
•	スチュワードシップ・コード、国連責任投資原則への署名
二.	特に行っていない・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37 社

「ニ. 特に行っていない」と回答した社も、多くが、社としてフィデューシャリー・デューティーに沿った運営を行っていると回答しており、その具体的な取り組み内容には「ハ」と回答した社と同様の内容も見られた。

なお、「ニ」と回答した社には小規模の運用会社が多く含まれていた。

【質問2】

運用会社として、フィデューシャリー・デューティーを宣言しているか。

「ロ. 宣言していない」と回答した社からは、

- ・宣言はせずとも、社内ポリシーや社内規定等に整備している
- ・わざわざ宣言するまでもなく、当然のこととして社内で徹底している
- ・直接的にではないが、社の理念として同様の事を掲げている といったコメントが寄せられた。